

第 1 5 2 回宮城県都市計画審議会議事録

日 時：平成 2 2 年 2 月 5 日（金）

午後 1 時 3 0 分

場 所：県庁行政庁舎 4 階 特別会議室

次 第

1 開 会

2 報 告

第 15 1 回宮城県都市計画審議会議案の処理について

3 議案審議（22 件）

議案第 2204 号 迫都市計画区域，東和都市計画区域，登米都市計画区域，豊里都市計画区域及び津山都市計画区域の変更について

議案第 2205 号 迫都市計画区域，東和都市計画区域，登米都市計画区域，豊里都市計画区域及び津山都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の変更について

議案第 2206 号 迫都市計画，東和都市計画，豊里都市計画及び津山都市計画道路の変更について

議案第 2207 号 迫都市計画土地区画整理事業の変更について

議案第 2208 号 築館都市計画区域，若柳都市計画区域及び栗駒都市計画区域の変更について

議案第 2209 号 築館都市計画区域，若柳都市計画区域及び栗駒都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の変更について

議案第 2210 号 築館都市計画，若柳都市計画及び栗駒都市計画道路の変更について

議案第 2211 号 築館都市計画公園の変更について

議案第 2212 号 鶯沢都市計画区域の廃止について

議案第 2213 号 鶯沢都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の変更について

議案第 2214 号 鶯沢都市計画道路の変更について

議案第 2215 号 鶯沢都市計画公園の変更について

議案第 2216 号 築館都市計画，若柳都市計画，栗駒都市計画及び鶯沢都市計画下水道の変更について

議案第 2217 号 古川都市計画区域，岩出山都市計画区域，鹿島台都市計画区域，鳴子都市計画区域，中新田都市計画区域，小牛田都市計画区域及び涌谷都市計画区域の

変更について

- 議案第 2218 号 古川都市計画区域，岩出山都市計画区域，鹿島台都市計画区域，鳴子都市計画区域，中新田都市計画区域，小牛田都市計画区域及び涌谷都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の変更について
- 議案第 2219 号 鳴子都市計画風致地区の変更について
- 議案第 2220 号 古川都市計画，岩出山都市計画，鹿島台都市計画，中新田都市計画，小牛田都市計画及び涌谷都市計画道路の変更について
- 議案第 2221 号 古川都市計画公園の変更について
- 議案第 2222 号 古川都市計画，岩出山都市計画及び中新田都市計画緑地の変更について
- 議案第 2223 号 古川都市計画土地区画整理事業の変更について
- 議案第 2224 号 古川都市計画，鹿島台都市計画及び小牛田都市計画下水道の変更について
- 議案第 2225 号 大郷都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の変更について

4 閉 会

第152回宮城県都市計画審議会出席委員

安藤ひろみ	医療法人社団良仁会ウイメンズクリニック金上副院長
牛尾陽子	(株)藤崎快適生活研究所専務取締役所長
大村虔一	建築家
大山弘子	東北緑化環境保全(株)環境事業部課長
木村義熙	(財)宮城県下水道公社理事長
森杉壽芳	東北大学大学院経済学研究科特任教授
宮崎正義	東北農政局長(代理)
木場宣行	東北運輸局長(代理)
青山俊行	東北地方整備局長(代理)
竹内直人	宮城県警察本部長(代理)
奥山恵美子	宮城県市長会会長(代理)
中山耕一	宮城県議会議員
寺澤正志	宮城県議会議員
菅間進	宮城県議会議員
保科郷雄	宮城県町村議会議長会会長

(以上15名)

1 開 会

(1) 新任委員の紹介（宮城県警察本部長 竹内直人委員）

(2) 会議の成立

○事務局 続いて、本日の会議の定足数についてでございますが、本日は、代理出席の方を含め 15 名の委員の御出席をいただいておりますので、会議が有効に成立していることを御報告申し上げます。

(3) 公開・非公開の報告

○事務局 続いて、本日の会議の公開・非公開の扱いでございますが、本日御審議いただきます 22 件の議案のうち、大崎地域の都市計画区域マスタープランの変更に関する議案第 2218 号につきましては、都市計画法第 17 条第 2 項の規定による意見書が提出されてございます。

本審議会において非公開で審議を行う議案については、平成 12 年 3 月に開催された第 127 回の本審議会にて定められておりました、意見書が提出された都市計画の案の決定又は変更に係る議案等につきましては、これを非公開とすることが決定されております。従いまして、本議案の審議については、非公開の扱いとさせていただきます。そのほかの議案については、非公開議案に該当しておりませんので、公開で行うこととなります。

(4) 傍聴人への注意等

○事務局 次に傍聴される方々へのお願いでございますが、会議の傍聴に当たりましては、注意事項をお配りしておりますので、よろしくお願いいたします。

(5) 配付資料の訂正

○事務局 続いて、先にお配りしておりました議案書の記載内容に誤りがございましたので、訂正させていただきます。59 ページから始まる議案第 2220 号の古川都市計画などの道路の変更についての案件でございますが、60 ページの道路名称の数字の訂正、同じく 64 ページの図面上の表記の訂正でございます。お手元に配付資料「正誤表」というものをお配りしておりますので、御確認と御訂正方をよろしくお願いいたします。

(6) 議長の選任

○事務局 それでは、審議をお願いいたしますが、会議の議長は、都市計画審議会条例第 5 条第 1 項の規定により、会長が行うことになっておりますので、大村会長よろしくお願いいたします。

(7) 議事録署名人の指名

○大村議長 それでは、ただいまから議事に入ります。初めに、本日の審議会の議事録署名人を指名させていただきます。木村委員と寺澤委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

2 報 告

前 回 議 案 の 処 理 報 告

- 大村議長 続きまして、前回、第 151 回審議会の議案の処理状況について、事務局から報告願います。
- 事務局（中川下水道課長） それでは、前回議案の処理について御報告いたします。お手元の議案書 4 ページをお開き願います。第 151 回の審議会におきまして御審議をいただきました、議案第 2202 号につきましては、資料の右の欄に記載してありますとおり、審議結果に基づきまして、所定の手続きをすべて完了しておりますことを御報告いたします。第 2202 号については、以上でございます。
- 事務局（小野建築宅地課長） 議案第 2203 号の処理状況について、御報告申し上げます。議案第 2203 号の「特殊建築物の敷地の位置について」につきましては、附帯意見を付した上で、御承認をいただき、意見の内容につきましては、会長に一任ということでございました。結果、県に対しまして、事業者に対し厳格な監視・指導を行うこと、事業者と町などとの間で生活環境の保全に関する協定が締結されるよう働きかけること、町に対し、景観行政により積極的に取り組むよう働きかけることとの意見が付された答申をいただいております。このことを踏まえまして、平成 21 年 9 月 15 日付け建築許可第 H20-3 号で許可をいたしました。
- 次に、附帯意見に対します対応状況について、御説明申し上げます。1 点目の厳格な監視・指導につきましては、県仙南保健所におきまして、許可以降これまでに 10 数回、現地の状況確認を行うなど、監視・指導を行って参りました。2 点目の協定の締結につきましては、現在蔵王町と事業者でありますジェイ・エー・シーとの間で協定の締結に向けた協議が行われております。県としましても、協定に県が立会人として名を連ねることを含めまして、早期の協定の締結に向けた指導、働き掛けを行っております。3 点目の景観行政の取り組みへの働き掛けにつきましては、過日、県としまして蔵王町を訪問し、景観行政に取り組むことについての働き掛けを行っております。以上、議案第 2203 号の処理状況の報告でございます。

- 大村議長 以上の報告につきまして、御質問等はございませんか。

〔「ありません」と発言する者あり〕

- 大村議長 それでは、以上で、第 151 回審議会における議案の処理報告を終わります。

3 議 案 審 議

- 大村議長 続いて、議案審議に入りますが、審議に入ります前に、事務局から、今回の案件の概要等について、説明をお願いします。

○事務局（門傳都市計画課長） それでは、議案内容の御説明の前に、今回の一連の変更の概要と、当審議会における事前説明の状況等について、簡単に御説明します。

今回の見直しは、市町村合併による、行政区域と都市計画区域の乖離や、広域的な一体性の判断に加えて、人口減少や高齢社会の到来などの社会情勢の変化を踏まえて、都市計画区域の再編と、同区域の整備、開発及び保全の方針を変更するものであります。

なお、「整備、開発及び保全の方針」は、いわゆる「マスタープラン」と呼ばれておりますので、以後、「マスタープラン」と表現いたします。

見直しの対象は、仙塩、県東部、県北部地区としており、現在の都市計画区域の枠組みが定められた昭和40年代以降、初めての大幅な見直しとなります。このため、平成19年9月の第145回審議会において、基礎調査の概要とスケジュールについて御報告いたしました後、平成20年9月の第148回審議会から、昨年9月の第151回審議会まで、4回に渡りまして調査結果等を基にしました都市計画区域の再編案や各区域のマスタープランの素案の概要等について、御説明をしてきております。

本日の審議会におきましては、そのうち、県北部地区の登米、栗原、大崎圏域の都市計画区域の再編とマスタープランの見直し、更には、関連する道路・公園等の名称変更などを合わせまして、22件の議案について御審議いただくものであり、仙塩と県東部地区につきましては、次回、3月の審議会におきまして、御審議していただく予定となっております。

また、今回の案件に関しまして、関係市町村とは、市町村のマスタープランや総合計画、あるいは土地利用計画等との調整を図りながら、意見の照会等を行ってきており、昨年7月には、住民説明会の開催、11月には、一部計画案の縦覧等を行ってきております。

なお、本日は、案件数が非常に多いものですから、効率的に審議を進めていただくために、名称の変更などの説明は極々簡単なものとしまして、区域の再編とマスタープランの内容を中心とした概要の説明となることにつきまして、御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

○大村議長 ただいま、事務局から、今回の都市計画区域の見直しの概要と当審議会での説明の経過、並びに関係市町村との調整の状況についての説明がありました。また、議案内容の説明について、名称の変更などについては簡単に行って、区域の再編とマスタープランの内容を重点的に説明したいという話がありました。これについて、委員の皆様から、御意見・御質問をいただきたいと思っておりますが、いかがですか。

特になければ、今の説明のようにして進めさせていただいてよろしゅうございますか。

〔「はい」と発言する者あり〕

○大村議長 それでは、議案審議に当たり、初めに議事の進め方についてお諮りいたします。今回は、県北部地域についての都市計画区域変更や整備・開発及び保全の方針の変更に関する議案が22件と大変多くございます。そこで、これを都市計画区域内の地域性や議案内容の関連性を考慮の上、四つに分けて御説明し、それぞれ一括して審議したいと思っております。この議事の進め方につきまして、何か御意見ございますでしょうか。

〔「異議なし」と発言する者あり〕

○大村議長 なければ、そのように進めさせていただきます。

それでは、まず最初に、迫、東和、登米、豊里及び津山の各都市計画区域ほかに関する議案について、審議いたします。議案番号は、第 2204 号から、2207 号までの 4 件です。事務局から議案の概要を御説明願います。

○事務局（門傳都市計画課長） それでは、議案第 2204 号「迫、東和、登米、豊里及び津山の各都市計画区域の変更について」を御説明します。議案書の 6 ページをお開き願います。「都市計画区域」とは、市町村の中心市街地を含み、人口、土地利用、交通量など自然的・社会的条件を勘案しまして、「一体の都市として総合的に整備、開発、及び保全する必要がある区域」として定めるものがあります。今回、「迫・東和・登米・豊里・津山」の五つの都市計画区域を一つの区域に統合しまして、名称を「登米都市計画区域」に変更いたします。

「4」の「変更の理由」ですが、登米圏域の都市計画区域は、昭和 40 年代の変更を最後に大幅な見直しは行っておらず、高度経済成長期から安定成長期にかけての市街地の拡大、三陸縦貫自動車道などの高速交通網の整備、さらには、県北部地区を中心とした市町村合併の進展に伴う、平成 17 年 4 月の「登米市」の誕生など、様々な社会情勢が変化しております。このような状況下で、県では平成 19 年度から、都市計画基礎調査を実施し、現状の市街地の広がり、通勤・通学圏などの日常生活圏域、あるいは、農地転用や新規建築物件数などの土地利用の転換状況などを総合的に分析・評価した結果、今回、一体の都市として整備、開発及び保全する必要があると判断したものであります。また、昨年 3 月に三陸縦貫自動車道登米インターチェンジが供用開始され、北への延伸工事も進んでおりますことから、今後、この周辺では、高速交通の利便性が更に高まり、民間開発なども予想されることから、新たに都市計画区域に含めております。

一方、区域の縁辺部におきまして、農業的土地利用しか見込めないことから、都市計画区域から除外するところもございます。

これらの区域につきましては、7 ページから 9 ページに渡り、字名により表示してありまして、10 ページに変更を行う区域を示しております。

10 ページを御覧ください。左側の位置図の、図の中央に太い二点鎖線で囲まれた区域が、「登米市」となります。市の中央部を南北方向に青色の実線と点線で示しております「三陸縦貫自動車道」が通っており、登米インターチェンジまで供用され、南三陸町に向けた工事が進められております。右側の区域図ですが、凡例にあるとおり、黒の実線が「変更前の都市計画区域」、ピンク色が「既に決定されている区域」、黄色が「今回廃止する区域」、赤色が「今回追加する区域」、一点鎖線で示した範囲が、「変更後の都市計画区域」を表しております。今回、追加する区域は、迫区域の周辺部と東和・登米地域に挟まれ、現在、主に水田として利用されている区域、そして、下の方になりますが、豊里区域の北側の山林と既存の工業団地を含む区域となります。

また、廃止する区域は、登米区域の縁辺部におきまして山林などとして利用されている区域と、豊里区域の西側において、水田として利用されている区域となります。

なお、今回の変更に伴う面積の増減でございますが、右下の表にありますとおり、廃止・追加分を

合わせまして、3,536haから8,066haという変更になります。

次に、議案第2205号「迫、東和、登米、豊里、津山の区域のマスタープランの変更について」を御説明します。12ページをお開き願います。ただいま御説明しました、新たな「登米都市計画区域」に対応するため、別冊1の「登米都市計画区域のマスタープラン」のとおり、変更いたすものでございます。

2の「変更の理由」ですが、新しい市の総合計画や、「宮城の将来ビジョン」を踏まえ、人口減少や少子高齢社会に対応する、持続可能な都市を形成するために変更するものでございます。

別冊1のほうを御覧ください。表紙をめくりまして、目次を御覧いただきたいと思っております。マスタープランは、都市計画の目標、区域区分の有無、主要な都市計画の決定方針を定める内容となっております。

3ページをお開き願います。まず、都市計画の「目標年次」は、平成42年としております。「都市計画区域の範囲、規模」は、面積が8,066haとなり、人口は、地域の拡大によりまして、平成42年には、38,100人になると予測しております。

5ページをお開き願います。本区域の都市づくりのキーワードとしましては、三陸縦貫自動車道などの、広域交通網の整備による「広域的な交流の促進」、また、登米地域の「みやぎの明治村」の街並みや、区域内の広大な田園風景を活かした「質の高い景観づくり」、さらには、各地域には、歴史的建築物や、かつて舟運で繁栄した街並みなど、固有の歴史や文化を活かした「自然・歴史・文化との交流」を掲げまして、将来像を、「緑・水辺・田園・文化の景観とともに生きる生活圏・交流空間の形成」としております。

11ページに、将来の都市構造を示しております。登米市全域に対しまして、図の中央の太い一点鎖線で囲まれた区域が都市計画区域となります。この中に大小の色分けした丸で、拠点の配置を示しております。居住人口や都市機能が集積しております迫地域は、圏域の中核拠点と位置付け、登米地域は、歴史・観光の拠点に、中田・東和・津山地域は、居住を支える拠点に、さらに、豊里地域につきましては、産業振興を支える拠点に位置付けるとともに、各拠点間を三陸縦貫自動車道や国・県道などの軸で結ぶこととしております。

土地利用につきましては、無秩序な市街地の抑制を図りつつ、地域の生活・居住や産業活動に必要な土地利用は、需要等を考慮しながら計画的に誘導していく、オレンジ色で着色された「田園・居住共生ゾーン」を配置するとともに、特に迫と東和、登米地域を結ぶ圏域軸沿いに、ピンク色の「中核拠点連携ゾーン」を配置しまして、都市機能の集積や拠点間のネットワーク化を図り、優良な田園環境の維持保全を図ることによりまして、都市と田園が共生する「田園都市」の空間を創造することとしております。

12ページを御覧願います。区域区分の決定の有無ですが、本区域は、今後、無秩序な市街化が進行する可能性は低いことから、区域区分、いわゆる「線引き」は、定めないものとしております。13ページからは、「主要な都市計画の決定の方針」であり、13ページには土地利用について、17ページには都市施設、19ページには市街地開発事業、20ページには自然的環境の整備又は保全に関する各方針を記載しております。これらの方針を総括して図化したものが、22ページの「付図」となります。左下の方に、土地利用等の凡例を示しておりますが、赤の実線は、おおむね10年以内に実施予定の道路

を、青の実線は河川を表しております、図の右側の①の三陸縦貫自動車道登米志津川道路や、中央部の三角の「3」の一級河川北上川水系長沼川などの実施が予定されております。

次に、議案第2206号「迫、東和、豊里、津山の都市計画道路の変更について」を御説明いたします。資料の14ページをお開き願います。都市計画区域の変更に伴いまして、関連する都市計画道路の名称を変更するものでございます。表の左側が変更前の、右側が変更後の名称となりまして、変更箇所を太字とアンダーラインで表示しております。

なお、三つ並んでいる数字につきましては、最初の数字が道路の区分、2番目は幅員の区分、そして3番目は、新しい都市計画区域における通し番号となるものですが、市で定めるものを除いた13路線が、県で定めるものとなります。

15ページをお開き願います。迫都市計画区域で変更する道路の位置を表示しております。左下に凡例を示していますが、黄色が変更前の名称、赤書きが変更後の名称となります。同じように16ページには東和区域、17ページには豊里区域、18ページには、津山区域の変更箇所を表示しています。

続きまして、議案第2207号の「迫都市計画土地区画整理事業の変更について」を御説明いたします。20ページをお開き願います。土地区画整理事業の名称と関連する都市計画道路の名称を変更するもので、変更箇所を表中で太字とアンダーラインで表示しています。21ページには、土地区画整理事業の位置を示しています。

以上、議案第2204号から第2207号の4件につきまして、御説明いたしました。

なお、縦覧の結果、意見書の提出はございませんでした。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○大村議長 ただいまの事務局の説明がございましたが、委員の皆様から御意見・御質問は、ございませんか。

○大山委員 単純なことで大変申し訳ないのですが、10ページなのですが、図が2つ並んでおりまして、左が「都市計画区域を変更する区域」と、右とが、位置の区画が違って、合わないのですが、この点について、いかがなのでしょう。

○大村議長 事務局理解しましたか。10ページですよね、ちょっと補足していただけますか。

○大山委員 10ページに図が左右2つあって、左の赤く線が括られている範囲と、右側の範囲が上のほうですね、北は一致していないのですが。

○事務局（門傳都市計画課長） 同じものを表しているつもりなのですが、縮尺の関係で、線の引き方がだいぶ左側の方がラフになっているということだと思います。右側の方が正しいものとして見ていただければと思います。

○大村議長 でこぼこしている所の位置や形が違うということですよ。

○大山委員 そうです。はい。

○大村議長 それは、右側の方がより正確ということでもいいですね。ほかにいかがでございましょうか。

○森杉委員 平成42年で、人口がこの程度であることを前提として、そして、豊かさを追求する県計画とコンパクトシティの形成を目指して、こういう都市計画決定をなされたということなんですけど、どんなところに今言いましたコンパクトシティだとか、人口の減少だとか、あるいは豊かさを追求を目指した施策がなされているか御説明いただくと、人気が出るのではないかと思うのですけど。

○大村議長 いかがでございましょうか。

○事務局（門傳都市計画課長） 確かに人口は段々減っていくということで、今回大きなテーマとして捉えて、変更したものです。分かりやすいものは、例えば仙塩地区とか石巻地区、いわゆる線引きとかですね、都心部といいますか、街の方であれば良く分かると思うのですが、そういう中では市街地の集約でありますとか、いわゆるコンパクトシティの発想でもって、公共交通軸に集約していきこの発想の元にそういった線引きの見直しも行っております。今回の対象は非線引き、いわゆる県北の地域でございますけど、考え方は一緒でございまして、一つは、市町村合併でもって、これまで、それぞれ小さかったものを包含して、一つの市として、どう地域を取り扱っていくかという視点がございまして、その中での発想としましては、いかに拠点を形成・維持していくかという話と、そういう状況にある中で各拠点がいかに連携して、地域づくりを衰退しないように、うまく行っていくかという視点で追って、まとめたつもりでございまして。

○大村議長 よろしゅうございますか。

○森杉委員 例えば、先ほどの質問があった10ページのほうで言いますと、確かに市街化区域と市街化調整区域の線引きがないですから、インパクトが分からないですけど、左側から右側にいったときですよ、赤くなったところ、これ都市計画区域と言われても、これはいかがなものかと思うじゃないですか。だから、このところはメリハリ付けて、都市計画区域ですけど、コンパクトシティの方向として何か施策みたいなものを表現するようなものがあると良いのではないかと思うのですけど。

○大村議長 事務局いかがでしょうか。

○事務局（門傳都市計画課長） 基本的には、区域として都市計画区域をどう位置付けるかという

ことなのですけども、整備・開発・保全ということで、区域をすべて整備・開発するということではございませんので、その中で、当然守るべきもの、農業であるとか、そういったものを守るべきということもございます。今回、既存のピンク色の拠点の連携が必要であるということで、それらを道路などの交通軸で結んであるわけですが、基本的にはそれらを結ぶ内側を新たな区域として入れまして、その中でしっかり土地利用の規制などが必要なところについては、行って行きましょと、あるいは、残すものは、きちっと残していきましょという発想で捉えておりました、基本的には、その内側のエリアが新たに入っていくという形になっております。ただ、縁辺部におきましては、これまでの状況等を踏まえまして、入れたり外したりという考え方があります。

○大村議長 よろしいですか。

○森杉委員 よろしくはないですけど、しょうがないですね。メリハリがあるような、方向性が重要ではないかと思うのです。実際、この形態は、どちらかというコンパクトシティと、それから、市町村をつないだ格好での都市のネットワークになっているわけですね、これは。一体としての都市計画区域と言うよりも、そういうネットワークになっているような実態だと思うのですね、それで、その実態を、「こうなんですよ」というふうに表示するような施策が今後…。まあ、うまく表現できませんけれども、これはこれで仕方がないですけども、そういう施策を今後、県としても考えていただきたいし、我々も考えていかなければならないのではないかと思いますのですけどね。

○事務局（門傳都市計画課長） 「別冊1」の11ページに区域の将来構造ということで、各拠点、いわゆる旧市町村単位の中心地の位置付けと、それらをどう関連付けていくか、あるいはエリアとしてどう捉えていくかということで、拠点の色分けで示しておりました、こういった軸あるいはエリアとして、ゾーニングしておりますので、考え方としては、こういった考え方に基づいた土地利用を図っていくということになります。

○森杉委員 分かりました。ここですね。確かに表現していますね。

○木村委員 今の考えですと、都市計画区域を拡大しても、整備・開発・保全の方針の保全のほうでということが理解できました。そうしますと、豊里の都市計画で、黄色で「廃止する都市計画区域」というのは、これは行政区域がまたがっているのですかね、何のために廃止するのでしょうか。整開保の中で保全すべきということで位置付けを、それで別に都市計画区域を廃止しなくてもいいような気もするのですが、どうしてこちらの豊里の左側が黄色で廃止されて、上のほうが新たに追加というふうになっているのですけど、この図面だけでは…。先ほど、黄色のほうは、田んぼが必要というお話で、赤い方は山林でしたかね、考え方がこの図面だけですと分からないので、御説明いただければと思います。

○事務局（門傳都市計画課長） 議案書の10ページになりますが、右下に豊里がございまして、黄色と赤の部分がございます。それで赤の部分は、工業団地等が貼り付いているところということで、今回入れております。黄色のところにつきましては、ほ場整備事業が入りまして、区域が明確になったことから、農業的土地利用以外の利用が今後も見込めないということで、今回区域から外しているということでございます。

○木村委員 はい。分かりました。

○大村議長 従来の都市という概念から随分違った、先ほどの森杉委員の御発言だとネットワーク型になったエリアを自治体として作ったわけですね。それで、その都市計画をどうするかという話で、従来都市計画として運営されていたエリアと、それらの間にバラバラとある、どちらかというところと農業を主とした土地利用のエリアとそれらを結びながら、田園居住共生ゾーンという概念を入れて一つの都市計画区域を作るというやりかたをしていくわけですね。多分、自治体が大きくなってしまっていて、合併に基づく対処の仕方として、そうした対策が不可欠なんだろうというふうには思うのですが、本当にうまく共生できるかどうかというのは、農政側と都市計画側でどこでコントロールするのですか。

○事務局（門傳都市計画課長） どこでというよりも、協力しながら行っています。

○大村議長 今まであんまりというか、必ずしもじっくりいかないでやってきたような気がするのですが、うまくいくのですかね。

○事務局（門傳都市計画課長） これまでも調整は行ってきているつもりですけど、こういう時代でありますので、より一層の連携を図りながら、やっていきたいと我々は認識しております。

○木村委員 参考までにお聞きしますけど、別冊の3ページの中で、「都市計画区域のおおむねの人口及び産業規模」というのがございます。平成42年には、38,100人ということになるのでしょうけど、その時に都市と農村の共存ということを考えて時に、農村部の人口の推移はどのように考えているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○事務局（門傳都市計画課長） 基本的には、そういった仕分けをした形でもっての人口予測というのは、予測しておりません。区域として、これまでのトレンドであるとか、そういったものから、見込んでいるということで、農地の部分でいくらという見込み方はしていないと思います。

○木村委員 どちらかといえば、若い方々は都市部に移住をするという考え方になった時に、農村部は衰退という状況になってきた時に、その地域にとっては、果たしてそれがいいのかどうかということになるのだろうと。ですから、横のつながりと言いますか、農村の振興、そういったことも考えた中で都市計画も実施されるのであれば、その地域の格差是正なり、均衡ある発展とい

うふうなことになるのだろうと思いますので、もしできるのであれば…。私農家なものですから、農村部も含めた中での都市計画ということについて、参考までにお話をさせていただきました。

○大村議長 大変重要な視点だと思いますね。地域計画ということで、今まで都市という視点で来ていた話だけではないものを、どういうふうに盛り込んで、産業面などの話も含めて議論していくかというのは、とても大切なテーマだと思いますね。これについては、どのように考えていますか。

○事務局（門傳都市計画課長） 別冊1の9ページの5番目に「基幹産業である農業の振興」ということで、ここに農業に対する考え方というものを記載してまして、今まではあまりこういった記載はマスタープランの中ではなかったと思いますけれども、農業の活性化という視点もここに入れ込んでいるということでございます。

○大村議長 もう一つ、私から質問なのですが、前回か前々回に、それぞれのエリアの将来人口の推計について御説明をいただいて、一応了解をしているわけですが、いろんなところを出した人口推計というのは、あちこちにありまして、その中ではどちらかという、我々が今扱っている数字は、甘めというぐらいになっているかなと思うわけだけど、人口があまり増えなくなった場合に起きてくる問題というのは、都市計画ではあまり議論しておかなくて良いのですか。今までは、増えた時に宅地や道路だとかが足りなくなるということを心配をして、それでも良かったかなという気もするのですが、減り気味にどんどん推移するという時に、比較的上で推計していくときと、もう少し下目に推計するときで、推計でなくて現実に下目になったときに何か対応というか、そういうことが問題になることは、ないのですかね。

○事務局（門傳都市計画課長） 推計の話につきましては、宮城の将来ビジョンと一致させておりまして、基本的には、出生率はどちらかという低めのほう、高・中・低とある、中と低の間ぐらいで見込んでおります。そういうことで、だいぶ少なめには見ているのですが、現実的にそれぐらい、又はそれ以下になった場合に、町づくりとしてどうなのかというのが、非常に大きな問題だと思うのですが、現時点におきまして、それ以下になった時にどうするかというところを今の段階でこういうふうにしようというのは、なかなか現実的には難しい状況かなと。今見込んだ数字に対してどういう土地利用、あるいは、市街化を図っていくか又は抑制していくかという視点で見ているというのが、現状でございます。

○大村議長 わかりました。国調のたびごとか何かに少しその状況を見ながら、補正をしていくという姿勢が今まで以上に重要になるかもしれませんね。

○事務局（門傳都市計画課長） 基礎調査は、基本は5年、実態として7年に1回ぐらい見直しておりますので、そういった中で取り扱っていくことになると思います。

○菅間委員　すべて今日の議案で共通してくるわけですけど、合併市町村というか、そういったところが対象となっています。それで、当然都市計画区域があったところを修正するわけですから、当初から都市計画区域になっていない町村については出てこないわけでありますが、例えばこの登米市の場合に、例えば東和地域などがマスタープランに出ておりますが、例えば、米山とか、そういったところについては、都市計画区域に入っていないと思うのですが、こういったこととして位置付けされていますか。

○事務局（門傳都市計画課長）　基本的には、都市計画区域とするための要件というか、基準が出ておまして、人口であるとか、就業の状況でありますとか、そういったものに合致するかしないかというのが、一つの大きな判断要素となります。具体的にいいますと、人口が1万以上あるとか、あるいは、都市的な就業の割合が半分以上あるとか、そういった政令で定まった基準がございますので、それに旧市町村単位でございますが、そういったものに当てはめてみて、まず区域に入れるべきなのか、そうしなくてもいいのか、あるいは、土地利用的に開発の状況とか、そういったものを踏まえて、その判断をするということになっております。それで、後ほど出てきますけれど、逆に区域から落とさなければならないというか、結果的に落とす区域、鶯沢のほうとかを今回落としているわけですが、なかなか新しく入れるというのは、先ほどいいましたように、合併の中で個々であったものを一つにして、その関連でもって、その内側を一体的なものを見ていきたいと思いますということで入れることはあっても、なかなか人口減少という中で、新たに都市的な位置付けをしていこうというのは困難な状況にあるというのが、現状でございます。

○菅間委員　わかりました。ただ、一般的にそういった外れた地域は、傾向としては当然なのでありますが、外れたというところとか、初めから対象となっていないところというのは、何らかの形でもう少し説明があったほうがいいような気がするのですが、町づくりということを考えた場合ですね全体の、そのところについては、こんなものなのでしょうかね。

○事務局（門傳都市計画課長）　我々は、都市計画としての視点で見ているのですが、町づくりとしましては、市町村のマスタープランですとか、他の計画、あるいは市町村の総合計画の中でも対応ができますし、区域に入っていないなくても、事業の展開は可能でございますので、都市計画にこだわらない整備が可能であると思っています。

○大村議長　よろしいですか。

○菅間委員　はい。わかりました。

○大村議長　従来のものとかかなり形が違っている部分もあって、多少のとまどいのようなものもあるし、実際に運用してみた時に何か問題が起きるかどうかというのも、ここで即断できないというか、わからない部分も多々あるような気がするのですが、大きな方向としては、今の段階ではこんなかなという感じもするのですが、御意見がなければ、認めるということにしたいと思いま

すが、いかがですか。

〔「はい」と発言する者あり〕

○大村議長 新しい部分がいろいろ入っていますので、これから動きをよくフォローしていただいでということで、議案の第 2204 号から、第 2207 号につきましては、原案どおり承認するというこことで、御異議ございませんか。

〔「なし」と発言する者あり〕

○大村議長 御異議ないものと認めまして、本案については、原案のとおり承認することといたします。

議案第 2208 号から、第 2216 号について

○大村議長 次に、築館、若柳、栗駒及び鶯沢の各都市計画区域ほかに関する議案について、審議いたします。議案番号は、第 2208 号から、第 2216 号までの 9 件でございます。事務局から、議案の概要を説明願います。

○事務局（門傳都市計画課長） それでは、議案第 2208 号「築館、若柳及び栗駒の区域変更について」を御説明いたします。議案書の 23 ページをお開きください。築館、若柳、栗駒の三つの都市計画区域を一つの区域に統合しまして、名称を「栗原都市計画区域」に変更するものです。

「4」の「変更の理由」ですが、栗原圏域の都市計画区域は、昭和 50 年代の変更を最後に大幅な見直しは行っておらず、高度経済成長から安定成長にかけての市街地の拡大、縦貫道や東北新幹線などの高速交通網の整備、あるいは、市町村合併の進展に伴う平成 17 年 4 月の「栗原市」の誕生など、様々な社会情勢が変化しております。このような状況下で、基礎調査の実施によりまして、現状の市街地の広がりや、住民の通勤・通学圏、土地利用の転換状況などを、総合的に分析・評価した結果、今後、一体の都市として整備、開発、保全する必要があると判断したものでございます。また、築館と金成地域を結ぶ国道 4 号や、築館と若柳地域を結ぶ国道 398 号の沿道周辺では、民間開発なども予想されることから、新たに都市計画区域に含めております。

一方、区域の縁辺部におきまして、農業的土地利用しか見込めないことから、区域から外したのももでございます。

これらの区域につきましては、24 ページから 25 ページに渡りまして、字名により表示しており、26 ページに、今回、変更を行う区域を掲載しております。左側の位置図で、図の中央に二点鎖線で囲まれた区域が栗原市となります。区域の東側を南北方向に青色の実線で表示されております縦貫道があり、その東側には新幹線が通り、新幹線のほぼ中央部に「くりこま高原駅」がございいます。

右側の区域図ですが、凡例のとおり、黒い実線が「変更前の都市計画区域」、ピンク色が「既に決定されている区域」、黄色が「廃止する区域」、赤が「追加する区域」、一点鎖線が「変更後の都市計

画区域」でございます。今回、主に追加する区域は、築館と若柳区域に挟まれた区域でございます。また、これまで都市計画区域の境界のチェックを行う中で、現況や将来の見通しを勘案しまして、図で小さく赤色で表示をしていますが、5地区を追加し、1地区を廃止しております。廃止する区域は、若柳区域のJR東北本線石越駅の南側で、水田として利用されている登米市の区域になります。

なお、今回の変更に伴う面積の増減ですが、右下の表にございますとおり、廃止・追加を合わせまして、7,819haから、9,141haに変更となります。

次に、議案第2209号「築館、若柳及び栗駒区域のマスタープランの変更について」を御説明します。28ページをお開き願います。こういった区域に対応するためのマスタープランの変更ですが、別冊の2になります。変更の理由ですけれども、同じように、市の総合計画や「宮城の将来ビジョン」を踏まえまして、人口減少・少子高齢社会に対応する、持続可能な都市を形成するために、変更するものでございます。

別冊2の3ページをお開き願います。「目標年次」は、平成42年になります。「都市計画区域の範囲・規模」につきましては、面積は、9,141haとなり、人口は、平成42年には、27,200人になると予測しております。5ページに、区域の将来像を示しております。区域の都市づくりのキーワードとしまして、築館地域などの分散している複数の生活圏が、幹線道路等を活用してクラスターネットワークを形成する「生活圏域の連携強化」、また、南北に走る縦貫道や新幹線などの、高速交通網を活かした、「北の玄関口形成と広域ネットワーク」、さらに、栗駒国定公園や伊豆沼など、豊かな自然や田園環境を有していることから、「自然・田園環境との共生」を掲げまして、区域の将来像を、「田園と栗駒山の緑に抱かれた、自然と暮らしが共生する北の玄関口となる生活圏の形成」としています。

11ページに、将来都市構造を示しております。図の中央の太い一点鎖線で囲まれた区域が、都市計画区域でございます。この中に大小の丸で拠点を示しております。居住人口や都市機能が集積しております築館地域は、圏域の中心拠点として位置付け、栗駒地域は、歴史・観光の拠点到、金成地域は、産業振興を支える拠点到、石越と志波姫地域は、居住を支える拠点到、さらに、若柳地域は、産業・業務と生活を支える拠点到に位置付けるとともに、各拠点間を縦貫自動車道や国・県道などの「軸」で結ぶことにしております。

土地利用につきましては、無秩序な市街地の抑制を図りつつ、地域の生活・居住と産業に必要な土地利用の需要等を考慮しながら、計画的に誘導していく、オレンジ色で着色した「田園・居住共生ゾーン」を配置するとともに、特に、築館、金成、若柳地域を結ぶ圏域軸、高速軸沿いに、ピンク色の「中核拠点連携ゾーン」を配置しまして、都市機能の集積や拠点間のネットワーク化を図り、優良な田園環境の維持保全を図りつつ、都市と田園が共生する「田園都市」の空間を創造するとしております。

12ページを御覧願います。区域区分の決定の有無ですが、この区域につきましても、今後、無秩序な市街化が進行する可能性は低いことから、区域区分は定めないものとしております。13ページからは、「主要な都市計画の決定の方針」を示しております。これらを総括したものが、23ページ「付図」となります。図の中央に赤実線で表示されております、①の国道4号築館バイパスや、右側の青実線で表示されております、三角の1番の北上川水系迫川などを、今後10年以内に実施する事業に位置付けております。

次に、議案第 2210 号「築館、若柳及び栗駒の各都市計画道路の変更について」を御説明いたします。議案書の 30 ページをお開きください。都市計画区域の変更に伴いまして、道路の名称を変更するものでありまして、併せて 12 の路線となります。31 ページに築館都市計画区域で変更する道路の位置及び名称を表示しております。同様に、32 ページには若柳、33 ページには、栗駒の変更箇所を表示しております。

次に、議案第 2211 号「築館都市計画公園の変更について」で、ございます。35 ページをお開き下さい。都市計画区域の変更に伴いまして、都市公園の名称を変更するものであります。並んでいる三つの数字は、道路と同じように、最初が公園の区分でございまして、2 番目が面積の区分を、そして 3 番目が通し番号であります。36 ページには、その位置及び名称を表示しております。

次に、議案第 2212 号「鶯沢都市計画区域の廃止について」、御説明いたします。38 ページになります。鶯沢都市計画区域を廃止するものでございます。廃止の理由ですが、当区域は、平安時代に発見された「細倉鉦山」を有し、産業の発展とともに、人口の増加や都市化が進行しまして、昭和 26 年に旧鶯沢町に区域を指定して、計画的な市街地の形成を進めてまいりました。しかしながら、昭和 62 年の閉山を契機に人口の流出が続きまして、平成 17 年には、2,973 人にまで減少しております。平成 19 年度の基礎調査の結果、当区域は、居住人口などの都市計画区域の指定要件に合致せず、宅地等の開発圧力もなく、今後、無秩序な開発が進む可能性が低いと判断されることから、都市計画区域を廃止するものであります。

39 ページの左側の位置図を御覧ください。今回廃止する「鶯沢都市計画区域」は、栗駒都市計画の西部、花山ダムの東部に位置するところとございまして、右側の区域図で、黄色で着色した区域が、今回廃止する区域で、面積は、1,171ha です。

次に、議案第 2213 号「鶯沢都市計画区域のマスタープランの変更について」を御説明いたします。41 ページになります。都市計画区域の廃止に伴いまして、「マスタープラン」を廃止するものでございます。

次に、議案第 2214 号「鶯沢都市計画道路の変更」ですが、43 ページをお開き願います。都市計画区域の廃止に伴いまして、2 路線の道路を廃止する予定でございます。44 ページには、その位置と名称を表示しております。

次に、議案第 2215 号の「鶯沢都市計画公園の変更について」を御説明いたします。46 ページをお開き願います。同様に区域の廃止に伴い、公園を廃止するもので、ございます。47 ページには、その位置と名称を表示しております。

以上、議案第 2208 号から、2215 号の 8 件につきまして、御説明しました。

なお、縦覧の結果、意見書の提出はございませんでした。

引き続きまして、下水道の計画の変更案件につきましては、下水道課長より、御説明します。

○事務局（中川下水道課長）

引き続き、議案第 2216 号について、説明させていただきます。議案書の 48 ページをお開き願います。この議案は、「築館都市計画、若柳都市計画、栗駒都市計画及び鶯沢都市計画下水道の変更」で、宮城県決定であります。内容につきましては、ただいままで説明がありましたとおり、

栗原市の都市計画区域の再編に伴う、「築館都市計画，若柳都市計画，栗駒都市計画下水道の名称の変更」と、「鶯沢都市計画下水道の廃止」であります。

具体的には、49 ページに示しましたとおり、「築館都市計画，若柳都市計画，栗駒都市計画迫川流域下水道」を、「栗原都市計画迫川流域下水道」に合同する形で名称を改めます。また、排水区域につきましても、右の表に書いてございますとおり、名称が変更となりまして、鶯沢につきましても、廃止となるものでございます。

次に 50 ページの図面でございますけれども、下水道の計画図でございますので、変更前の名称が上段黄色で書いてあるものです。変更後の名称は、赤で記載してございます。

なお、廃止と申しましても、都市計画法の事務上の廃止ということでございまして、下水道法上の事業は引き続き継続され、整備・推進されるもので、下水道の運用には、支障はございません。

以上で、議案 2216 号の説明を終わらせていただきます。縦覧の結果、意見書の提出は、ございませんでした。よろしく御審議をお願い申し上げます。

○大村議長 以上 9 件の議案につきまして、事務局から説明がございましたけれども、委員の皆様から、何か御質問・御意見等がございましたら、お伺いしたいと思います。

○森杉委員 都市計画区域の廃止というお話ですよ、鶯沢についても。これは、今回行われたということ自身が、一つ大きな気になることですが、元々もっと早く廃止すべきだったということになるのですか。今回、合併に併せて廃止をしておられるのですが、本来ならば、もっと早くから廃止すべきではなかったかということになるのでしょうか。それとも、廃止に伴う、様々な不都合というものがないのでしょうかということが気になっているので、あるいは、過去例がありますかということも含めてでも良いのですが、そういうお話をお伺いしたいのですが。

○事務局（門傳都市計画課長） 過去の例としては、今確認しましたが、ないようでございます。政令で要件がありまして、それに合致するかどうかという判断がまずあるのですが、今まで廃止していなかったというものは、特に廃止されたから不都合があるかということ、実質的には、あまりございません。そういうこともあって、今回合併を契機に大幅な見直しになりましたので、そういう目でもって見直しましょうと、ゼロベースで見直しましょうということだと思いますけど、そうした結果、やはり要件に合致せず、これまでの地域の状況から見ても、都市計画区域としては、妥当性がないのではなかろうかと。それで、一方、都市計画によらない、例えば下水道であったり、道路であったり、そういう基盤整備は、道路法などで可能であるということでございますので、今回廃止という手続きをとらせていただきました。それで当然のことながら、地元市町村に対する意見照会などのやりとりをしまして、今回は鶯沢だけでなく、県内では、雄勝と牡鹿を含めた三つの地域を廃止するということになります。

○森杉委員 都市計画決定に基づく下水道とか道路の整備はなくなっても、事業としては進められ

るという点ですけれどもね、それでは、今まで都市計画区域を維持していたのは、やっぱり優先順位を少しでも高めてもらおうとか、そういうことを考えて残っていたのではないかと思うのですね、そういうことはどうも気になるのですけれどね。この決定そのものは、私は妥当だと思いますけど、そういう不都合がないようなアフターケアが、いるのではないかという気がするのですけど。

○事務局（門傳都市計画課長） 事業ごとに優先順位を付けてやっていますけど、都市計画区域に有る無しということでの評価の視点はなかったと思います。例えば街路事業でやるという視点に立った時にはできませんので。ただ、街路事業も全県の中で6か所程度しか行ってませんし、こういう地域における事業の展開というのは、基本的には街路事業としては非常に難しいというふうになっております。

○奥山委員（代理：仙台市都市整備局 山田理事） 今の議論の中で、追加で確認したいことなのですけれども、都市計画道路を廃止した結果、この道路というのが、現状としても整備済みなのか、未整備なのかという事実関係を少し確認したいのですけど。

○事務局（門傳都市計画課長） 基本的には、ほぼ整備は、終わっているというところでございます。

○菅間委員 「都市計画区域のおおむねの人口及び産業規模」のところなのですが、登米の都市計画の場合は、人口が平成42年で、17年に比べて集中しているということで、増えているのですね。栗原の場合は、残念ながら人口減少がもろにきているということでの推計をしているわけですけど、年間商品販売額について少し増えているのですね、その増え方が登米と比較すると増えているのですよ。登米の場合は、12,000名増えて、1億ぐらい年間商品販売額が増えている。ところが、栗原の場合は、9,000名減って、10億増えるという推計については、ちょっとケチを付けるみたいで申し訳ないのですけど、どういった推計の仕方なんでしょうか。

○事務局（門傳都市計画課長） 登米と栗原で多少違うところは、区域の拡大の規模が違っておりました、将来につきましては、新しい区域でどうかと。現況の平成17年度の人口や産業の対象エリアというのは、現区域のエリアを対象としたものとなっておりますので、比較ベースが、ちょっと違う形となっております。拡大の規模が大きい登米と少ない栗原ということでもって、多少伸び具合といいますか、数字の扱いの状況が違っております。そういうことが、主な原因となっております。

○菅間委員 エリアが違うということは、人口は、9,000名減っているわけですね。それで、一人あたりの商品販売額というのは、エリアが増えても人口が減っていれば、増えないのではないかと私は理解するのですけど。そこをもう少し御説明いただけますか。

○事務局（門傳都市計画課長） 担当のほうから、説明をさせていただきます。

○事務局（藤田企画調査班長） 事務局の担当のほうから、補足説明をさせていただきます。まず登米都市計画区域の先ほどのマスタープラン、別冊1の3ページのところで、人口が平成17年で27,000人弱、それから、将来が38,000人ということで、1万人ぐらい増となるという形になっているのですが、これは今回、登米都市計画区域の区域が新たに2倍近く拡大したということで、新たに拡大しているところに居住されている住民の方々が、現況でも1万人ぐらいおられるんです。それで、形式的に人口が増えるという形になっているのですが、従来の17年の都市計画区域の中でトレンドで人口を推計すると、実は人口は、減っていくという推計になってます。ですから、栗原も登米もどちらも人口は、減っていくという予測結果になっております。そういうことで、登米は、今回区域拡大したところに居住されている方がかなり多かったということで、イメージ上は、増になるという形になっております。そういうことで、括弧書きのところに、13,600人ということで書いているのが、この注意書きのところに「都市計画区域を拡大したエリア内の人口」が、これだけおられますということで、表示させていただいております。それが、人口に関することでございます。

それから、製造品出荷額や年間商品販売額、これについては、人口と相関関係を表して、いろいろ予測したわけではございませんで、これについては、「宮城の将来ビジョン」等で、平成28年度等の目標値などは定めておりますので、それを参考に、各圏域ごとにブレイクダウンさせていただいて、目標値として設定させていただいているということですので、御理解いただければと思います。

○菅間委員 はい。了解です。

○大村議長 下水道や道路については、先ほど、都市計画決定から外れてもという話があったのですが、鶯沢の金田森公園ですか、公園のほうは、いかがでございましょうか。

○事務局（門傳都市計画課長） 実際の整備状況は、約半分ぐらいの整備がされているということのようですけども、市としては、それ以上の事業計画は持たないということですので、当面は、問題はないということになります。

○大村議長 半分ぐらい整備された状況のまま、あとは町で扱うと。

○事務局（門傳都市計画課長） そうですね。

○大村議長 市町村の中で、それは整理していくということですね。

○奥山委員（代理：仙台市都市整備局 山田理事） 鶯沢の廃止について、気になることがありますして、都市計画区域の指定要件に合致しないということは、分かるのですが、結果的に廃止する

ということに異議をいうわけではありませんけれども、それと同時に整備・開発・保全の方針も廃止になる。それで、理屈上、区域が無くなれば、マスタープランもいらなくなると思うのですが、これまで、マスタープランに依拠して、その都市計画区域をこうしたいんだという意志を表していたと思うのですね。それで、そのことの実態とすれば、要件を満たさなくなった状況は、あるにしてもですね、マスタープランそのものに対して、総括という言葉がいいかどうかは、分かりませんが、どういう評価をして、そのことによって、こういう状況になったという、そのへんのことを、どうお考えになるかというところをお聞かせ願いたいと思います。

○事務局（門傳都市計画課長） 区域内の個々の取扱いについてということだと思うのですが、基本的には、栗原市全域の中で、鶯沢地区をどう見ていくのか、どう取り扱っていくのかということだと思います。それは、栗原市の中の総合計画であるとか、マスタープランがございまして、そういった中での考え方かなというふうに捉えております。

○大村議長 よろしいですか。何となく、こんにやく問答みたいな感じがありますね。

○事務局（門傳都市計画課長） 実際、昨年3月に市でマスタープランを作っておりまして、各エリアをどうしていくという方向性は示しているということでもあります。

○大村議長 僕は、あまり細かく具体的には知らないけれども、金田の集落というのは、酒造りの蔵などが集積していて、なかなかいい集落なんですよね。景観的にも、なかなかおもしろいものがある場所なのですが、その背後にずっとある、山とか丘とか、その一帯が公園に指定されているのではないかなと思うのですが、山の脇を水が流れてきたりして、雰囲気がいいところなんですよね。そういうようなものが、今までは、都市計画という枠の中で何かこう、やり易すかったのだけでも、あとは自治体に任せようというふうには、本当になってもいいのかなという気には、気になることで、下水道のほうは、多分しっかりフォローできるのだと思うのですが、そのへんのフォローできるかできないかというあたりは、大変気になる部分もあるかなと思います。大丈夫ですよ。

○事務局（門傳都市計画課長） 基本的には、公園事業の規模ですと、市のほうでの捉え方ということになります。

○大村議長 意見が出尽くしたようなので、お諮りしたいと思います。議案第2208号から、2216号について、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と発言する者あり〕

○大村議長 御異議ないものと認め、本案については、原案のとおり承認することに決定いたします。

議案第 2 2 1 7 号から、第 2 2 2 4 号について

○大村議長 次に、古川、岩出山、鹿島台、鳴子、中新田、小牛田及び涌谷の各都市計画区域ほかに関する議案について、審議いたします。議案番号では、第 2217 号から、第 2224 号までの 8 件となります。

初めに事務局から説明がありましたけれども、議案第 2218 号につきましては、都市計画法第 17 条第 2 項の規定による意見書が提出されております。これは、審議を非公開で行う議案に該当しますので、本議案についての議事の進め方についてお諮りいたします。まず、公開において事務局から議案の概要について一括して説明を受け、これに対する質疑を行います。その後、いったん審議を非公開とし、事務局から意見書の要旨及びそれに対する都市計画決定権者としての県の見解について説明を受け、これらについての質疑が終わりましたら、再び審議を公開とし、採決を行うことにしたいと思います。

議事の進め方について、以上のように考えておりますが、いかがでしょうか。

〔「はい」と発言する者あり〕

○大村議長 御異議がないようですので、そのように進めさせていただきます。それでは、議案第 2217 号から第 2224 号について、事務局から一括して概要の説明をお願いします。

○事務局（門傳都市計画課長） それでは、議案第 2217 号の「古川、岩出山、鹿島台、鳴子、中新田、小牛田及び涌谷の区域の変更について」を御説明します。資料の 52 ページでございます。古川など、七つの都市計画区域を一つの区域に統合しまして、名称を「大崎広域都市計画区域」に変更するものでございます。

なお、「新たに含まれる区域」や「除外される区域」は、ございません。変更の理由ですが、大崎圏域の都市計画区域は、昭和 40 年代の変更を最後に、大幅な見直しは行ってきておらず、高度経済成長から安定成長にかけての市街地の拡大、縦貫道や新幹線などの交通網の整備、あるいは、市町村合併による加美町、美里町、大崎市の誕生など、様々な状況が変化してきております。このような状況下で、基礎調査の実施によりまして、市街地の広がり、住民の通勤・通学圏、土地利用の転換状況などを総合的に分析・評価した結果、今回、一体の都市として整備、開発及び保全する必要があると判断したものでございます。

53 ページを御覧下さい。左側の位置図で、太い二点鎖線が、市町境を表しております。今回関係する市町は、大崎市、加美町、美里町、涌谷町の 1 市 3 町となります。また、赤線で囲んだ区域ですが、連担している岩出山、中新田、古川、小牛田、涌谷の五つの区域を統合するとともに、飛び地で指定されております鳴子、鹿島台の区域を含めて、一つの都市計画区域とするものでございます。右側の区域図ですが、ピンク色の「既に決定されている区域」の面積を足し合わせて、変更後の都市計画区域全体としまして、15,926ha になります。面積の増減は、ございません。

次に、議案第 2218 号、同区域のマスタープランの変更でございます。55 ページになります。区域

に対応するために、別冊3の「大崎広域都市計画区域のマスタープラン」のとおり変更するものでございまして、2の「変更理由」ですが、市の総合計画や、「宮城の将来ビジョン」を踏まえまして、人口減少・少子高齢社会に対応する、持続可能な都市を形成するために、変更するものでございます。マスタープランの3ページをお開きください。目標年次は、平成42年としております。範囲と規模につきましては、面積が、大崎市など4市町の合計面積15,926haとなり、人口は、平成42年には、114,500人になると予測しております。

5ページになります。本区域は、古川地域に居住人口や高次都市機能が集積しており、今後も、大崎広域圏及び県北地域の中核拠点としての役割を担い、県北地区の発展を牽引する地域と位置付けております。また、東北縦貫自動車道などの高速交通網や、鉄道在来線や国道など、恵まれた交通ネットワークを活用し、産業拠点などの創出や観光拠点の形成など、産業の活性化に取り組むこととしております。さらに、大崎広域圏には、栗駒国立公園や鳴瀬川などの豊かな自然環境に囲まれ、鳴子温泉などの観光・文化、岩出山や涌谷の歴史、あるいは、中新田の芸術文化など、様々な歴史・文化的資源があることから、これらを活かしながら、交流空間と観光ネットワークを形成することとしております。これらをもとに、この区域の将来像を、「自然・歴史文化と交流する、県北地区の生活・産業の中心拠点の形成」としてしております。

11ページに、将来都市構造を示しております。古川地域は、圏域の中核拠点と位置付けておりまして、鳴子、岩出山、涌谷地域は歴史・観光の拠点に、三本木地域は産業振興を支える拠点に、中新田、小牛田地域は商業機能を補完する拠点に、鹿島台地域は居住を支える拠点として、それぞれ位置付けるとともに、その拠点間を、東北縦貫道や国・県道、鉄道在来線などの「軸」で結ぶこととしております。土地利用につきましては、拠点周辺に、都市と田園が共生します「田園都市」の空間を創造する、オレンジ色で着色した「田園・居住共生ゾーン」を配置するとともに、古川、三本木、小牛田地域を結ぶ圏域軸、高速軸、鉄道軸沿いに、ピンク色の「中核拠点連携ゾーン」を配置し、無秩序な市街地の抑制を図りつつ、計画的に土地利用を誘導していくこととしております。

12ページの区域区分の決定の有無ですが、本地域につきましても、今後、無秩序な市街化が進行する可能性は低いことから、区域区分は、定めないものとしております。13ページからは、「主要な都市計画の決定の方針」を定めており、これらを総括して図化したものが、23ページの「付図」となります。図の中央部に赤実線で表示されております、①の国道108号古川東バイパスや、その西側に青実線で表示されております、三角1の鳴瀬川水系大江川などを、今後10年以内実施する事業に位置付けております。

次に、議案第2219号「鳴子都市計画風致地区の変更について」を御説明します。57ページをお開きください。区域の変更に伴い、風致地区の名称を変更するものでございます。58ページでは、変更する風致地区の位置と名称を表示しております。

次に、議案第2220号「古川、岩出山、鹿島台、中新田、小牛田及び涌谷の都市計画道路の変更について」であります。60ページになります。道路の名称を変更するもので、合わせて34路線となります。番号の整理とともに、国道幹線など、重複する名称の整理なども行っております。61ページになりますが、古川都市計画区域で変更する、道路の位置と名称を表示しております。同様に、62ページには岩出山区域、63ページには鹿島台区域、64ページには中新田区域、65ページには小牛田区

域，66 ページには涌谷 区域の変更箇所を表示しております。

次に，議案第 2221 号「古川都市計画公園の変更について」です。68 ページになります。公園の名称を変更するもので，合わせて 2 箇所となります。69 ページには，その位置と名称を表示しております。

第 2222 号「古川，岩出山及び中新田の都市計画緑地の変更について」でございます。71 ページをお開きください。緑地の名称を変更するもので，合わせて 3 箇所となります。72 ページには，その位置と名称を表示しております。

続きまして，第 2223 号「古川都市計画土地区画整理事業の変更について」でございます。74 ページをお開きください。土地区画整理事業の名称の変更でございます。75 ページには，その位置と名称を表示しております。

以上，議案第 2217 号から，第 2223 号の 7 件につきまして，御説明いたしました。

なお，縦覧の結果，議案第 2218 号のマスタープランの変更に関しまして，1 名の方から，意見書の提出がございました。引き続きまして，下水道計画の変更の案件につきましては，下水道課長より，御説明申し上げます。

○事務局（中川下水道課長） 引き続きまして，議案第 2224 号について，御説明させていただきます。議案書の 76 ページをお開き願います。この議案は，「古川都市計画，鹿島台都市計画及び小牛田都市計画下水道の変更」で，宮城県決定であります。内容につきましては，いままで説明がありましたとおり，大崎市のほか，都市計画区域の再編に伴います，「古川都市計画，鹿島台都市計画及び小牛田都市計画下水道」の名称の変更です。具体的には，77 ページに示してありますとおり「古川都市計画，鹿島台都市計画，小牛田都市計画鳴瀬川流域下水道」を「大崎広域都市計画鳴瀬川流域下水道」に合同する形で名称を改めるものでございます。また，排水区域につきましても，表に示しましたとおり，名称を変更するものでございます。78 ページでございますが，下水道計画の図面でございます。変更前の名称が黄色，変更後の名称を赤で示しております。

以上で，議案第 2224 号の説明を終わらせていただきます。縦覧の結果，意見書の提出はございませんでした。

○大村議長 ただいま，事務局から，説明がございましたが，委員の皆様から御意見・御質問を伺いたいと思います。いかがでしょうか。森杉先生，何かございますか。

○森杉委員 結構です。

○大村議長 それでは，ございませんでしたら，議案第 2218 号に関する意見書の要旨の説明に入つてよろしゅうございますか。

〔「はい」と発言する者あり〕

○大村議長 それでは、審議をここで非公開とさせていただきます。傍聴の方、報道機関の方は、退室をお願いしたいと思います。意見書についての審議が終了しました後に、採決の際、再び入室を御案内いたします。

(傍聴人・報道機関退室)

○大村議長 それでは、議案第 2218 号に関する意見書の要旨及びそれに対する都市計画決定権者としての県の見解につきまして、事務局から説明をお願いしたいと思います。

※事務局から、意見書の要旨及びそれに対する都市計画決定権者としての県の見解について説明を行い、その後質疑応答を行う。

(採決に先立ち、傍聴人、報道機関再入室)

○大村議長 それでは、お諮りしたいと思います。議案第 2217 号から、第 2224 号については、原案どおり承認することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と発言する者あり〕

○大村議長 御異議ないものと認め、本案については、原案のとおり承認することに決定いたします。

議案第 2 2 2 5 号について

○大村議長 続いて、議案第 2225 号「大郷都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」を審議いたします。事務局から、議案の概要を説明願います。

○事務局（門傳都市計画課長） 大郷都市計画区域のマスタープランの変更について、御説明いたします。80 ページをお開き下さい。「2」の変更理由ですが、現行のマスタープランは、平成 16 年 5 月に定められておりますが、大郷町の総合計画や「宮城の将来ビジョン」を踏まえ、人口減少・少子高齢社会に対応する持続可能な都市を形成するために、変更するものでございます。

別冊 4 の「大郷都市計画区域のマスタープラン」御覧いただきたいと思います。1 ページをお開き願います。都市計画の目標年次は、平成 42 年としております。範囲と規模ですが、面積は、3,832 ha で、人口は、平成 42 年には、3,900 人になると予測しております。3 ページに区域の将来像を示しております。都市づくりのキーワードとしまして、「田園環境の保全と活用」、「循環型産業の拠点の形成」、「利便性の高い生活圏づくり」を掲げ、将来像を、「田園と暮らしと環境に配慮した、循環型産業が共生する生活圏の形成」としてしております。

7 ページの、「将来の都市構造」をお開き願います。一点鎖線で囲まれた区域が、都市計画区域と

なります。大郷地域を中心に南北方向に主要地方道利府松山線，東西方向に大和松島線が交差しております。産業・業務と生活を支える，地域拠点的形成することとしております。土地利用につきましては，圏域軸沿いと，その周辺にオレンジ色で着色されました「田園・居住共生ゾーン」を配置しまして，無秩序な市街地の抑制を図りつつ，計画的に土地利用を誘導していくこととしており，さらにその周辺には，「田園環境ゾーン」を配置し，水田と集落が共存する田園環境の維持保全を図ることとしております。8ページの「区域区分の決定の有無」ですが，本区域につきましても，今後，無秩序な市街化が進行する可能性は低いことから，定めないものとしております。9ページからの「主要な都市計画の決定の方針」を総括して図化したものが，最終14ページの「付図」となります。今後10年以内に実施する事業としまして，図の中央右側に青実線で示されております三角1の，一級河川鳴瀬川水系味明川の整備を位置付けております。

以上，大郷区域のマスタープランの御説明をいたしました。

なお，縦覧の結果，意見書の提出は，ございませんでした。御審議の程よろしくお願いいたします。

○大村議長　ただいま，事務局から説明がございましたけれども，委員の皆様から御意見・御質問をいただきたいと思っております。

こういう人口が減少しているところで，地域の人の生活を維持できるようにするための話として，絵としては，14ページにちょっとあるけど，「特色ある商業地」などという，地域の拠点みたいなものをどうやって，どんどんしょぼくして行かないように持続させるかというのは，相当難しいテーマなのではというふうに思っているのですが，都市計画としては，これはどういう手を打つのですかね。

○事務局（門傳都市計画課長）　なかなか難しくございまして，土地利用をどうするか，今回エコファクトリーという計画が位置付けられておりますので，それが14ページの真ん中あたりに，青く濃い湖みたいなのが三つあるうちの，1番右側ですか，松島大郷インターに近いところが，エコファクトリーとなります。循環型産業ということで，そういったものの位置付けとなっております。前回の将来の都市構造というものを明確に示せなかったというものを，今回，曲がりなりにもこういった形でもって示すことができたので，これらを基にまちづくりを進める中で，状況に応じた対応というものは出てきて，それが，いずれこのまま単独でいきますけれども，なかなか他地域との結びつきがないものですから，両縦貫道に挟まれている地域というところで，そこへの接続，ネットワークを強化するというのも一つございまして，当面はそういった形でしょうか，位置付けが難しいのかなという思いがあります。

○大村議長　何かこの区域内だけで見ようとすると，少なくともそうした新たな産業が入ってくるのを，人口増に結びつけたり，何かするという話，どう考えたらいいかという絵がなかなか見えにくいですね。何かしかるべき居住地とか，しかるべきいい学校だとか，産業が入ってきた時に，このエリアで頑張れるというような話は，あまり書かなくていいのですかね。まあ，ちょっと脇に行けば，まだまだ違った話があるわけですけどね。

○森杉委員 この地区ですね、感覚的には仙台の都市圏の中に入りそうな気がしまして、これだけ小さい人口でしたら、むしろ、仙塩都市圏でしたっけ、こういうところに入れたらいいのではないかと感想を持ったのですが、このへんは、どんな経過で、そのようにならなくて、このような措置をしておられるのでしょうか。

○事務局（門傳都市計画課長） 区域の再編の考え方の中で、圏域との結びつきということで、基礎調査を行って、生活圏としてどうか、買い物や通勤通学とか、そういった地域の結びつきの状況を調査しております中で、この地域については、石巻や仙台方面との結びつきは、あまりないのです。独立しているというところがございますが、区分の基準がそういったところの結びつきが5%以上あるものというところがあるのですが、それもないのです。それで、基本的には、区域は市町村単位で、一つの市町村に一つの区域というのが、原則は、そういう考え方でございますのと、それから、周辺の区域というのは、線引き区域なんですね、仙塩も石巻も、松島は、今度分割して石巻と別れるのですが、その線引きしている区域と非線引きの区域を一括するというのは、なかなか難しく、言ってみれば、市街化調整区域を新たに定めなければならないことになりまして、そういった抵抗もだいぶあると思います。そういった市町村の意向もございません。一番は結びつきで、一体として見るべきかどうかという中では、結びつきがどこも少ないという、独立になっているというのが、現状です。

○森杉委員 そういう作業をやったのは、どのように行ったのでしたっけ。ここで、そういうことは、チェックしましたかね。そういう作業があったような気もするけど。

○事務局（門傳都市計画課長） 人口の捉え方であったり、考え方は御説明したと思います。ただ、基礎調査の内容の具体的な説明は、それほど行ってなかったと思いますけども。

○森杉委員 これだけの人口で都市計画というのは、やりにくいですよ。これは、やはり5%以下でも、くっ付けたり、そういう操作は、今後も考えたほうが良いのではないかと思ったりするのですけど。

○事務局（藤田企画調査班長） 大郷都市計画の区域の指定の経緯が、平成2年に都市計画決定をしておりますが、宮城県全体で34の都市計画があるのですが、最後の都市計画として定めたものでございます。これの経緯というのは、南側に仙塩広域都市計画という線引きの都市計画があつて、東側には、松島観光都市計画という線引きの都市計画、北側には、石巻広域都市計画という、周辺が線引き都市計画ですから、かなり開発圧力の可能性があつたわけです。平成2年というのは、正にバブルがはじける前の、行け行けどんどんという時代であつたということと、その当時、ここの部分に東北新幹線の新駅とかの開発計画など、いろいろ構想がございまして、そういう時に指定をしたという話も聞いています。その時に、仙塩広域都市計画に入れるべきか、入れないべきかという議論はされたと思うのですが、ここの部分は仙台都市圏に近いのですけれども、地形的に大郷の中心市街地の周辺は一帯が山で、地形的な一体性がなかなか無いという

ことと、東北縦貫道と三陸縦貫道にかなり挟まれたところで、高速交通ネットワークとの繋がりというのが、非常に中間地になっているということで、都市基盤の整備状況というか、道路のネットワークからいって、なかなか関連性を見いだすのが難しいところという状況かと思われます。そういう中で、平成2年に非線引きの都市計画区域を定めて、都市計画としてやって行きましょうという形になったということでございます。

今回、この部分については、仙塩広域都市計画、松島観光都市計画に入れるかどうかという議論は、繋がりについては、ちょっと見ているのですが、そこまでは正直なところ行っていないところが現状でございます。それで、大郷都市計画もそうなのですが、ここが今後どういうふうになっていくべきかというのが、非常に悩ましい都市計画区域であるということは、間違いないと思っております。先ほど、大郷都市計画のお話をいたしました。もう1つは、県南のほうでも、川崎都市計画とか、そういうところをどちらに入れるべきかというのは、これからの課題なのですが、基本的には非線引き都市計画で今までやって来ておりましたので、今回はそれを踏襲して、きちんともう一度検証して、方向性を示させていただいたということが、正直なところでございます。

○大村議長 今の森杉先生の話は、そのとおりのような感じがするのですが、ここが後で一番最後にできたとして、富谷や大和は、仙台の北側をもう少ししっかりした工業開発などをしようという意気込みの中から出てきて、それに隣り合っているけれど、ちょっと離れている。それから、いわゆる仙台を中心にした動きというのは、黒川郡のほうは富谷あたりまで来ているけれど、どちらかというと、塩竈や松島など、旧宮城郡側のほうにどんどん広がってきていて、この「松島大郷インター」と書いているあたりに郡境があるわけですね、この右下の斜めの線あたりが、たぶん宮城郡と黒川郡の境になると思うのですが、確かに割に孤立した田園エリアであるわけですね、それを都市計画区域に入れていこうという基本的動きは、やはり富谷など黒川郡のほうと繋がっていたからではないですかね。この位置付けで、しかも、「へそ」になっているのが、非常に小さいこの地域だけのコアみたいなものであるし、何か都市計画で議論するよりも、農村計画か何かで議論したいような感じのエリアなのですね。しかし、現状の都市計画区域があるということをも前提にして考えると、それをどのように扱うか、素直に扱うとこうなってしまうというのが、事務局の案でございますね。

○森杉委員 経過分かりました。

○大村議長 とりあえず今回は、今までのものを継承する意味でこういう形で受けておくにしても、将来的には何かもう少し位置付けを議論するというのが、僕も正解のような気がしてきましたね。

○牛尾委員 あと、今の議論に付け加えさせていただくと、やはり人口減少だけでなく、例えば極端な話が、平成42年の3,900人というのが、ほとんどお年寄りの方の可能性が高い、そうすると、陸の孤島で高齢者の方が取り残されてみたいな話になる。量的な問題だけでなく、質的なものとして、かなりはっきり見えてくる部分があるので、もう一つ、南のほうの川崎という話もあ

りましたが、そういう地区を都市計画の中でどういう位置付けにするかみたいなものを今後議論というのですか、黙っていても発展する地域の都市計画というのは、ある意味で簡単なのですが、こういう地域の都市計画、都市計画とって良いかどうかわかりませんが、そういうのをどうにかしないと、陸の孤島の部分の方たちに移住してくださいというわけにいかないのです、たまには、都市計画審議会も許認可だけでなく、こういうフリートークみたいなものも入って良いのではと思います。

○大村議長 先ほどの案件についても、従来の都市計画よりは、かなり田園的なものを含みつつ、都市計画とってきているというので、都市計画なのか、地域計画なのか分からないけれども、そうしたものを取り込みながら地域の向上を図るという方向に移行しているのは、あると思いますし、そういう時にこのスケールで、一つで本当に議論していいのかどうかというのは、ありますよね。

○森杉委員 今、先生がおっしゃったことなのですが、ほかの地域は基本的には、最近総務省などがいっている「広域生活圏」みたいな感じですよ、ネットワークで都市を配置して、田園の集落などと繋いでいっているという感じですよ、だから多分、限界集落とかそういう問題がもろに出てくるのだと思うのですが、基本的には、そこをネットワークで育てていこうというのが、今回の都市計画の基本的方向でないかと思いますね。それで、説明があったことが、大郷だけがちょっと離れているのですよ、たった1人でいるのです、ネットワークで繋がれていないですよ、それは、やはりどこか見直さないとならない感じがします。それから、この町ですけど、僕は案外身近なのですよ、なぜかというゴルフ場がいっぱいあるから。それで、比較的この町もシャッター街になっていないじゃありませんか、比較的元気があるような気がするのですよ。意外に通勤や通学では、ネットワークが繋がっていないかもしれませんが、非日常的な行動としては、意外と仙台や松島のほうから入れ込みがあるのではないかという感じがするのですけど、そういう意味において、少し実態を調べていくというのが良いかもしれませんね。それで、本当におっしゃったように高齢社会になっていくかどうかとか、あるいは、町がサステイナブルかどうかとか、そういうことをこのままでどうなのだろうかということ調べる必要がありそうな気がしますね。この地域は、ほかの地域とは別に特別に取り上げて、こういう孤立した圏域にしているから。議案については、承認ですけど、以上の感想を持ちました。

○大村議長 これはいかが取り計らいましょうか。確かに課題はあるけれども、このところで、一気に少し時間をかけて検討してこれの位置付けを議論するのか、あるいは、このまま一応受けおいて、次のステップを考えるのかというぐらいの2段階構えですかね。

○事務局（門傳都市計画課長） 別冊4の5ページに絵がありまして、先ほどのネットワークという観点からすれば、中心部と、それから両縦貫道のインターチェンジといったものを経由しながら、南のほうとも繋がっていくということになります。結びつき上は、なかなか実体的にはないというしながら、こういう位置関係というか、体系には恵まれておりますというのが、1点ですね。

それから、基本的には5年サイクルで見直していきますので、できれば次のステップの中で、今の御指摘も含めた取扱いがどうなのかという議論をしていきたいなと考えております。

○大村議長 それでは、こういう議論があったということをしっかり踏まえておいていただいて、人口がかなりの勢いで減りつつあるところで、都市というにはコアの大きさが小さいということもあって、その中で周りでは産業の集積などが、より強く進んでいるような場所が周辺にあるというようなことを考えながら、ここをどういうふうに位置付けていくかということは、次のステップで考えるということで、よろしいですかね。

○森杉委員 私は結構です。

○大村議長 それでは、そういった意見が若干付きながらではありますが、議案第2225号につきましては、原案どおり承認するというので、よろしいですか。

〔「異議なし」と発言する者あり〕

○大村議長 それでは、御異議がないものと認めまして、本案については、原案のとおり承認することに決定いたします。

以上で、本日の予定していた審議案件はすべて終了しましたが、委員の皆様から、何かこのほかにございますでしょうか。事務局のほうは、何かございますか。

○事務局（門傳都市計画課長） 特にございません。

○大村議長 特にございませんでしたら、これで本日の審議を終了してよろしいでしょうか。

〔「はい」と発言する者あり〕

○大村議長 それでは、以上で本日の審議をいたします。御協力誠にありがとうございました。

4 閉 会

○事務局 以上をもちまして、第152回宮城県都市計画審議会を終了いたします。

なお、次回、第153回審議会の開催日程につきましては、3月24日（水）午後1時30分から、この会場で開催する予定としてございます。開催の御案内は、後日お送りいたしますので、お忙しいこととは存じますが、御出席くださるよう、お願いいたします。本日は、どうもありがとうございました。

午後3時44分閉会

